

大 個 審 第 11 号  
(答 申 第 2 5 4 号)  
平成 2 5 年 6 月 2 7 日

大阪府教育委員会 様

大阪府個人情報保護審議会  
会 長 市川 正人

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成 2 5 年 6 月 2 5 日付け教委総第 1 8 2 0 号で諮問のありました「歴史的  
文書資料類等の知事への引き渡しについて」に係る大阪府個人情報保護  
条例（以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 9 号に規定する個人情報の  
目的外提供の禁止の原則に対する例外事項については、審議の結果、  
下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じること  
を前提に、本件提供に関する例外事項に該当するものとして取り扱  
って差し支えないものと認めましたので、答申します。

#### 記

- 1 大阪府公文書館に歴史的な文書資料類（以下「文書等」という。）を  
提供するに際しては、当該文書等に個人情報が含まれているか否か、  
特に、センシティブ情報等、慎重な取扱いを要する個人情報が含ま  
れているか否かについて十分に確認した上で提供するとともに、  
その有無について大阪府公文書館に了知させるよう努めること。
- 2 提供した文書等に含まれる個人情報、とりわけセンシティブ情報  
等の取扱いについて大阪府公文書館から意見を求められた場合は、  
当該文書等の内容を踏まえ、適切に対応すること。
- 3 大阪府公文書館に個人情報を含む文書等を提供した場合には、  
提供の状況について、おおむね 1 年後を目処に、本審議会への  
報告を行うこと。